

消費者を守る クーリング・オフ



●クーリング・オフができる取引と期間●

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	店舗外(自宅や喫茶店等街頭で誘われて案内された場合や販売の目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該当)での契約	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた(電話をかけさせられた場合も含む)契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス(いずれも5万円を超えるもの)の契約	8日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法等	20日間
訪問購入	店舗外で、貴金属などを事業者が買い取る契約	8日間

- ネット通販などの通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事業者が返品の可否や返却期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。
- 期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。
- 自動車等、クーリング・オフができないものもあります。

クーリング・オフってどうすればいいの?

●クーリング・オフ通知記入例●

販売業者宛

クレジット会社宛

スマホの画面

はがきの裏面

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
商品名 ○○○○○○○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 ××××× □□支店
担当者 △△△△
支払った代金○○○○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
静岡県磐田市〇〇町〇番地○
氏名 ○○ ○○

契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
商品名 ○○○○○○○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 ××××× □□支店
担当者 △△△△
クレジット会社 ○○○○株式会社

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県磐田市〇〇町〇番地○
氏名 ○○ ○○

●販売業者の代表者宛に通知します。

●通知は、はがき、電子メール、販売業者が設けたウェブの専用フォーム等で行います。

●はがきの場合はコピーや写真を撮り通知の記録が残る方法で送り、電子メール等の場合はスクリーンショットを撮り、5年間保存します。

●支払った代金は、全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者へ引き取るように伝えます。

●クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。

●クーリング・オフの通知の書き方や手続き方法が分からないときは、磐田市消費生活センター(☎0538-37-2113)へ相談してください。

消費生活に関する相談窓口

磐田市消費生活センター

訪問販売や電話勧誘販売、商品のトラブルなど消費に関する相談を受け付けています。1人で抱え込まないで相談しましょう。

知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談受付】毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)8:30～16:00

【場 所】磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電 話】**0538-37-2113** 【FAX】**0538-39-2262**



秘密厳守

相談は無料

消費生活
センターに
相談して
ください

磐田市イメージキャラクター
ひっぺい